

地域社会全体が一体となった障がい福祉の体制整備を推進するために 都留市障害者計画・第4期障害福祉計画(案)にご意見を

本市では平成24年に「都留市障害者計画・第3期障害福祉計画」を策定し、「障がいの有無にかかわらず、市民の誰もが互いの人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現」に向けて努めてきました。すべての障がいのある人が住み慣れた地域で、自己選択・決定のもと、個々の資質を生かし安心して生活することのできる地域社会の実現に向け、障がいのある人の地域生活への移行支援やサービス等を具体的に定め、地域社会全体が一体となった障がい福祉の体制を整備するため、「都留市障害者計画・第4期障害福祉計画」を策定し、障がいのある人のための施策を推進します。

1. 計画の対象	障がい者基本法第2条に規定されている障がいのある人
2. 計画の期間	平成27年度から平成29年度
3. 推進主体	行政・企業・NPO等すべての社会構成員
4. 障がいのある人を取り巻く現状	
5. 計画の理念	障がい者基本法、国の障害者基本計画およびやまなし障がい者プラン2015の考え方を基本とする。

【募集期間】
2月2日(月)～2月23日(月)

【問合せ先および意見等の提出先】
次のいずれかの方法によりご意見をお寄せください。
■直接提出
いきいきプラザ都留
福祉課 障害者支援担当
〒402-0051
都留市下谷2516-1
福祉課 障害者支援担当
FAX (46)5119
※送付書を添付してください。
Eメール
syakaihukusho@city.tsuru.lg.jp
※様式は自由ですが、住所、氏名及び連絡先は必ず記入してください。記入が無い場合は、受け付けできません。

【公表する施策の入手方法】
■市ホームページ
■閲覧場所
月～金曜日(祝日は除く)
いきいきプラザ都留
(福祉課 障害者支援担当)

■市役所
(行政管理課 法制・安全室)
■各地域コミュニティセンター
※閲覧時間は、17時15分まで

インフルエンザの感染拡大を防ぐために 都留市新型インフルエンザ等対策行動計画(案)にご意見を

策定のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○新型インフルエンザ及び新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症を対策の対象と位置づけた。 ○発生段階を「未発生期」から「小康期」の6段階に分類し、各段階ごと具体的な対策を記載した。 ○国の緊急事態宣言の際における外出制限など、特措法に盛り込まれた各種措置の運用等について記載した。 ○山梨県新型インフルエンザ等対策行動計画にある、県から市町村へ要請すべき事項を記載した。
---------	--

【募集期間】
2月2日(月)～2月23日(月)

【問合せ先および意見等の提出先】
次のいずれかの方法によりご意見をお寄せください。
■直接提出
健康推進課 保健・予防担当
〒402-0051
都留市下谷2516-1
健康推進課 保健・予防担当
FAX (46)5119
※送付書を添付してください。
Eメール
hkenyobou@city.tsuru.lg.jp
※様式は自由ですが、住所、氏名及び連絡先は必ず記入してください。記入が無い場合は、受け付けできません。

【公表する施策の入手方法】
■市ホームページ
■閲覧場所
月～金曜日(祝日は除く)
いきいきプラザ都留
(健康推進課 保健・予防担当)

■市役所
(行政管理課 法制・安全室)
■各地域コミュニティセンター
※閲覧時間は、17時15分まで

農業振興の核となる施設を目指して 都留市農林産物直売所基本計画(案)にご意見を

<ul style="list-style-type: none"> ・全国からの集客が図れる施設 ・農林産物の直売による農業所得の向上が図れる施設 ・農林業の6次産業化を促進する施設 ・地域の事業者との連携を図る施設 ・高齢者、女性、障がい者等の就業や所得向上が図れる施設 ・高齢者等の生きがいづくり、健康づくりに貢献できる施設 ・里地里山里水の利活用につながる施設 ・都市住民との交流など観光と連携する施設 ・都留市の様々な情報を発信する施設
--

【募集期間】
2月2日(月)～2月23日(月)

【問合せ先および意見等の提出先】
次のいずれかの方法によりご意見をお寄せください。
■直接提出
産業観光課 農林振興担当
〒402-8501
都留市下谷2516-1
産業観光課 農林振興担当
FAX (43)5049
※送付書を添付してください。
Eメール
nourin@city.tsuru.lg.jp
※様式は自由ですが、住所、氏名及び連絡先は必ず記入してください。記入が無い場合は、受け付けできません。

【公表する施策の入手方法】
■市ホームページ
■閲覧場所
月～金曜日(祝日は除く)
市役所
(産業観光課 農林振興担当
行政管理課 法制・安全室)
■各地域コミュニティセンター
※閲覧時間は、17時15分まで

市民と学生が集い、学問や文化・芸術・体育が融合した「学園のまち」を目指して 都留市教育振興基本計画(素案)にご意見を

<p>今日の教育を取り巻く社会の状況は大きく変化しており、これからの社会を担う人材を育成する教育の果たす役割は、ますます大きくなっていきます。</p> <p>国においては、教育基本法第17条第1項に基づき、教育の振興に関する施策についての基本的な方針および講ずべき施策等についての基本的な計画として「教育振興基本計画」の第2期計画が、平成25年6月14日、閣議決定されました。</p> <p>本市といたしましても、新しい時代を拓く本市教育の進むべき方向とそれを実現するための基本的な施策を明らかにするため、都留市教育振興基本計画の策定作業を進めています。</p>

【募集期間】
2月2日(月)～2月23日(月)

【問合せ先および意見等の提出先】
次のいずれかの方法によりご意見をお寄せください。
■直接提出
教育委員会 学校教育課
〒402-8501
都留市教育委員会
学校教育課
FAX (45)5005
※送付書を添付してください。
Eメール
gakkou@city.tsuru.lg.jp
※様式は自由ですが、住所、氏名及び連絡先は必ず記入してください。記入が無い場合は、受け付けできません。

【公表する施策の入手方法】
■市ホームページ
■閲覧場所
月～金曜日(祝日は除く)
市役所
(教育委員会 学校教育課
行政管理課 法制・安全室)
■各地域コミュニティセンター
※閲覧時間は、17時15分まで

介護保険法に基づく都留市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例等の骨子案にご意見を

基本計画(案)の主な概要

条例1

- (1)基本方針に関する基準
- (2)人員に関する基準
- (3)運営に関する基準
- (4)介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
- (5)基準該当介護予防支援に関する基準

条例2

- (1)基本方針に関する基準
- (2)職員に関する基準
- (3)運営に関する基準

【制定する条例】
条例1 (仮称)都留市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
条例2 (仮称)地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例

「地域の自主性および自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成25年法律第44号)」の施行による介護保険法(平成9年法律第123号)の一部改正に伴い、国の省令で定められていた「指定介護予防支援の事業に関する人員及び運営等の基準」並びに「地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準」を本市の条例で定めます。

【募集期間】

1月26日(月)～2月16日(月)

【問合せおよび意見等の提出先】

次のいずれかの方法によりご意見をお寄せください。

- 直接提出
- いきいきプラザ都留
健康推進課介護保険担当
- 郵送 〒402-0005 1
都留市下谷2516-1
健康推進課介護保険担当
- FAX (46)5119
- ※送付書を添付してください。
- Eメール
kaigohoken@city.tsuru.lg.jp
- ※様式は自由ですが、住所、氏名及び連絡先は必ず記入してください。記入が無い場合は、受け付けできません。

【公表する施策の入手方法】

- 市ホームページ
- 閲覧場所
月～金曜日(祝日は除く)
いきいきプラザ都留
(健康推進課介護保険担当)
- ・ 市役所
(行政管理課法制・安全室)
- ・ 各地域コミュニティセンター
- ※閲覧時間は、17時15分まで



健康ではつらつと暮らせるまちを目指して 第6期都留市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)にご意見を

基本計画(案)の概要

- 1 計画の基本理念
「健康ではつらつと暮らせるまち」
- 2 計画の基本目標
 (1)健やかに暮らせるまち(疾病予防・介護予防・生活支援の推進)
 (2)いきいきと活動し、みんなでささえあうまち
(生きがい対策と支え合いの体制づくり)
 (3)安心して介護が受けられるまち(安心介護サービスの充実)

【募集期間】

2月2日(月)～2月23日(月)

【問合せおよび意見等の提出先】

次のいずれかの方法によりご意見をお寄せください。

- 直接提出
- いきいきプラザ都留
健康推進課介護保険担当
- 郵送 〒402-0005 1
都留市下谷2516-1
健康推進課介護保険担当
- FAX (46)5119
- ※送付書を添付してください。
- Eメール
kaigohoken@city.tsuru.lg.jp
- ※様式は自由ですが、住所、氏名及び連絡先は必ず記入してください。記入が無い場合は、受け付けできません。

【公表する施策の入手方法】

- 市ホームページ
- 閲覧場所
月～金曜日(祝日は除く)
いきいきプラザ都留
(健康推進課介護保険担当)
- ・ 市役所
(行政管理課法制・安全室)
- ・ 各地域コミュニティセンター
- ※閲覧時間は、17時15分まで

安心できる子育て支援を目指して 都留市子ども・子育て支援事業計画(素案)にご意見を

基本計画(案)の主な基本目標

- 1 地域における子育て支援の推進
- 2 要保護児童へのきめ細かな取り組みの推進
- 3 仕事と家庭生活の両立支援
- 4 母性並びに乳幼児及び児童の健康の確保・増進
- 5 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- 6 子どもにやさしい安心・安全なまちづくりの推進

【募集期間】

2月2日(月)～2月23日(月)

【問合せおよび意見等の提出先】

次のいずれかの方法によりご意見をお寄せください。

- 直接提出
- いきいきプラザ都留
福祉課子育て支援担当
- 郵送 〒402-0005 1
都留市下谷2516-1
福祉課子育て支援担当
- FAX (46)5119
- ※送付書を添付してください。
- Eメール
kosodateshi@city.tsuru.lg.jp
- ※様式は自由ですが、住所、氏名及び連絡先は必ず記入してください。記入が無い場合は、受け付けできません。

【公表する施策の入手方法】

- 市ホームページ
- 閲覧場所
月～金曜日(祝日は除く)
いきいきプラザ都留
(福祉課子育て支援担当)
- ・ 市役所
(行政管理課法制・安全室)
- ・ 各地域コミュニティセンター
- ※閲覧時間は、17時15分まで